

小学生等の鉄道を利用した体験学習事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 会長は、鉄道の利用促進を図るため、小学生等の鉄道を利用した体験学習事業（以下「事業」という。）に係る経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体は、滋賀県内の小学校、幼稚園、保育園、認定こども園および前条の趣旨に添うものとして、会長が認めた営利を目的としない各種団体（子供会、PTA等）とする。

(補助対象経費および補助金の額)

第3条 補助対象経費および補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助予約)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助対象事業の実施日の7日前までに、補助予約申込書（様式第1号）を会長に提出し、受理されなければならない。

(交付申請および添付書類)

第5条 補助金交付対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（兼実績報告書・交付請求書）（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（兼 実績報告書）（様式第3号）

(2) その他会長が必要と認める書類

2 会長は前項の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書（兼 額の確定通知書）（様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

(交付申請書の提出期限)

第6条 前条第1項に規定する書類の提出の時期は、補助対象事業の実施日の1か月後までとする。

(補助予約内容の変更等)

第7条 第4条に基づき補助予約を行った団体が、やむを得ず補助予約内容の変更もしくは中止をしようとするときは、すみやかに補助予約変更・中止届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（参加児童数および引率者数の変更ならびに団体割引の引用の有無と、それに伴う収支の変更を指す。）の場合を除く。

(実績報告)

第8条 実績報告書は、第5条第2項の交付決定があった場合においては、同条第1項に規定する交付申請書および添付資料をもって提出があったものとみなす。

2 額の確定の通知は、第5条第2項の補助金交付決定通知書（兼 額の確定通知書）（様式第5号）による交付決定の通知と兼ねる。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、精算払いにより交付するものとし、前条の額の確定があった場合においては、第5条第1項に規定する補助金交付申請書をもって交付請求書の提出があったものとみなす。

(関係書類の備え付け)

第10条 事業に関する帳簿および書類は、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

1 補助対象経費
第2条に定める団体が近江鉄道または信楽高原鐵道を利用して実施する体験学習に要する経費のうち、以下に掲げる経費とする。 小学生等および引率者の鉄道運賃 ただし、引率者については、児童（園児）10名につき1名（10名に満たない場合は1名）とし、教員は除く。 なお、近江鉄道については、こどもICOCAの利用に係る経費は対象外とする。
2 補助金の額
(1) 彦根市、近江八幡市、甲賀市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の区域内に立地する補助金交付対象団体 ア 補助金の額 鉄道運賃の2/3（ただし、円未満の端数は切り捨てとする） イ 補助上限額 710円（ただし、近江鉄道と信楽高原鐵道をあわせて利用する場合は1,030円/人） (2) 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、竜王町、長浜市および高島市の区域内に立地する補助金交付対象団体 ア 補助金の額 鉄道運賃の1/2（ただし、円未満の端数は切り捨てとする） イ 補助上限額 上限額は530円/人（ただし、近江鉄道と信楽高原鐵道をあわせて利用する場合は770円/人）